



2020.5

2020.5.15 日付 消費者庁の行政指導に関しまして

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費者庁から「携帯型の空間除菌用品の販売事業者5社に対する行政指導について」が発表され、携帯型の空間除菌用品の表示に関し、景品表示法に違反するおそれがあるとして、5社の事業者に対し、再発防止等の指導を行いました。

弊社におきましては、今回の行政指導の対象となった販売事業者5社には含まれておりませんことを取り急ぎご報告申し上げます。弊社では景品表示法を遵守し、商品の適正な販売に努めております。

品質に関しましては、コロナウイルスの影響にともない粗悪品が多く市場に出回っているとの指摘がありますが、弊社では国内特許を取得した高い技術をもとに商品開発を行い、その結果につきましても公的試験機関において試験を重ね、十分な検証のもとに安心・安全な商品のご提供に努めております。

ご使用にあたりましては、一つの商品がすべての環境下で効果が出るものではありません。用途に応じた商品を開発しておりますので、ご使用にあたりましては、取扱説明書、ご使用上の注意等をご確認頂き、用途に応じて適切にご使用いただきますようお願いいたします。